

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 1 0 号	三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
農 業 創 造 課	<p>【関係法令】 農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）</p> <p>【改正趣旨】 農業保険法施行規則の一部改正に伴い、農業共済制度における園芸施設共済の全棟加入の対象の見直し等所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】</p> <p>1 園芸施設共済に関する全棟加入要件の適用除外の見直し 園芸施設共済において、所有・管理する特定園芸施設の全棟加入が原則となっているが、その適用除外の対象に経過年数が耐用年数を相当程度経過した施設であって農業者の申出があったものを追加する。</p> <p>2 園芸施設共済に関する小損害不補填の見直し 園芸施設共済における、特定園芸施設の損害の額が一定の基準金額を超えない場合に共済金を支払わない仕組み（小損害不補填）について、その基準金額の区分に 50 万円及び 100 万円を追加する。</p> <p>3 家畜共済に関する事故除外方式の見直し 家畜事故について、農業者の申出によりその一部を共済事故としないことが事故として、次のものを追加する。 (1) 搾乳牛及び育成乳牛 繁殖能力を失う事故及び泌乳能力を失う事故 (2) 牛 火災、伝染病又は自然災害による廃用以外の廃用事故</p> <p>4 その他所要の規定の整備</p>